

第1号様式その8（第4条関係）

年 月 日

（宛先）沼津市長

申請者 住所（  
氏名（  
電話

沼津市建築物等耐震化促進事業費補助金交付申請書

沼津市建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱第4条の規定により、木造住宅  
除却助成事業費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 所有者	住所			
	氏名		Tel	
2 建築物の概要	所在地	沼津市		
	建物名称			
	敷地面積	㎡		
	構造	造		
	階数	地上 階 ・ 地下 階		
	用途			
	延べ面積	㎡		
	建築年次	年		
	確認年月日	年 月 日 第 号		
3 工事施工者	住所			
	氏名		Tel	
	営業所名	建設業の許可（ ）登録第 号（業種 ） 解体工事業者登録 静岡県知事 第 号		
4 事業費	円			
5 事業の期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
6 居住の有無	<input type="checkbox"/> 居住有り <input type="checkbox"/> 居住無し			

- 私は、本補助金を暴力団を利することを利用しないことを確約します。  
また、当該申請について必要な場合には、沼津市が申請者の個人情報静岡県警察本部に照会することを承諾します。
- 当該申請について必要な場合には、沼津市が住民基本台帳、納税状況に関する資料及びその他公簿等の調査を行うことについて同意します。  
（確約の場合には、にレ点を記す。）

（宛先）沼津市長

住所

申請者

氏名

電話

沼津市建築物等耐震化促進事業変更等承認申請書

年 月 日付け沼津市指令 第 号により補助金の交付の決定を受けた沼津市建築物等耐震化促進事業を変更したいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 補助事業の区分

- 既存建築物耐震補強助成事業
- 既存建築物耐震診断事業
- 既存住宅耐震診断事業
- 緊急輸送道路沿道建築物耐震補強助成事業
- ブロック塀等耐震改修促進事業
- 木造住宅耐震補強助成事業
- 既存建築物補強計画策定事業
- 木造住宅除却助成事業

2 変更の内容

3 変更の理由

（宛先）沼津市長

住所

申請者

氏名

㊟

電話

沼津市建築物等耐震化促進事業実績報告書

年 月 日付け沼津市指令 第 号により補助金の交付の決定を受けた沼津市建築物等耐震化促進事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

1 補助事業の区分

- 既存建築物耐震補強助成事業
- 既存建築物耐震診断事業
- 既存住宅耐震診断事業
- 緊急輸送道路沿道建築物耐震補強助成事業
- ブロック塀等耐震改修促進事業
- 木造住宅耐震補強助成事業
- 既存建築物補強計画策定事業
- 木造住宅除却助成事業

2 事業完了年月日 年 月 日

（宛先）沼津市長

住所

申請者

氏名

印

電話

補助金支払請求書

沼津市建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱第11条の規定に基づき、次のとおり補助金の交付を請求します。

記

1 請求金額

請求金額				十	万	千	百	十	円

2 振込先

振込先金融機関	金融機関名	銀行 金庫 農協 漁協	本店 支店 支所 出張所
	口座の種別	普通・当座（該当を○で囲む。）	
	口座番号		
	フリガナ		
	口座名義人		

年 月 日

（宛先）沼津市長

申請者 住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）  
氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名<sup>㊟</sup>）  
電話

消費税仕入控除税額等報告書

年 月 日付け沼津市指令 第 号により補助金の交付の決定を受けた沼津市建築物等耐震化促進事業費補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、次のとおり報告します。

1 補助事業の区分

- 既存建築物耐震補強助成事業
- 既存建築物耐震診断事業
- 既存住宅耐震診断事業
- 緊急輸送道路沿道建築物耐震補強助成事業
- ブロック塀等耐震改修促進事業
- 木造住宅耐震補強助成事業
- 既存建築物補強計画策定事業
- 木造住宅除却助成事業

2 補助金の確定額（ 年 月 日付け 第 号による補助金確定額）

円

3 補助金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等

円

4 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等

円

5 補助金返還相当額（4の額から3の額を差し引いた額）

円

第四十一号様式（第八条関係）（A 4）

建築基準法第15条第1項の規定による

建築物除却届

（第一面）

静岡県 知事 様

年 月 日

除却工事施工者  
郵便番号  
住所  
氏名  
電話番号

印

---

※受付経由機関記載欄

【 1. 除却場所】

【 2. 除却予定年月日】 年 月 日

【 3. 主要用途】 (1) 居住専用建築物 ( )  
 (2) 居住産業併用建築物 ( )  
 (3) 産業専用建築物 ( )

【 4. 除却原因】 (1) 老朽して危険があるため (2) その他

【 5. 構造種別】 (1) 木造 (2) その他

【 6. 建築物の数】

【 7. 住宅の戸数】 戸

【 8. 住宅の利用関係】 (1) 持家 (2) 借家 (3) 給与住宅

【 9. 建築物の床面積の合計】 m<sup>2</sup>

【10. 建築物の評価額】 千円

(注意)

## 1. 第一面関係

① 除却工事施工者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

② ※印のある欄は記入しないでください。

## 2. 第二面関係

① 各欄は、除却しようとする建築物について記入してください。

② 3欄は、(1)から(3)までのうち該当する番号を○印で囲んでください。

③ 3欄において「(1)居住専用建築物」に該当する場合は、次の表の記号の中から該当するものを選んで括弧内に記入してください。

主要用途の区分	記号
居住専用住宅（附属建築物を除く。）	01
居住専用住宅附属建築物（物置、車庫等）	02
寮、寄宿舎、合宿所（附属建築物を除く。）	03
寮、寄宿舎、合宿所附属建築物（物置、車庫等）	04
他に分類されない居住専用建築物	05

④ 3欄において「(2)居住産業併用建築物」及び「(3)産業専用建築物」に該当する場合は、産業の用に供する部分について、次の表の記号の中から該当するものを選んで括弧内に記入してください。また、一敷地内に除却しようとする建築物以外に既存の建築物があるときは、記入に際しては、その部分と除却しようとする部分とを総合して判断してください。

主要用途の区分		記号
農林水産業	農業、林業、漁業、水産養殖業	11
鉱業、採石業、砂利採取業、建設業	鉱業、採石業、砂利採取業	12
	建設業	13
製造業	食品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、繊維工業、木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷・同関連業、プラスチック製品製造業（記号15から記号18までに該当するものを除く。）、窯業・土石製品製造業	14
	化学工業、石油製品・石炭製品製造業	15
	鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業	16
	はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業	17

	ゴム製品製造業，なめし革・同製品・毛皮製造業，その他の製造業	18
電気・ガス・熱供給・水道業	電気業	19
	ガス業	20
	熱供給業	21
	水道業	22
情報通信業	通信業	23
	放送業，情報サービス業，インターネット附随サービス業	24
	映像・音声・文字情報制作業（新聞業及び出版業を除く。）	25
	映像・音声・文字情報制作業（新聞業及び出版業に限る。）	26
運輸業	鉄道業，道路旅客運送業，道路貨物運送業，水運業，航空運輸業，倉庫業，運輸に附帯するサービス業	27
卸売業，小売業	卸売業，小売業	28
金融業，保険業	金融業，保険業	29
不動産業	不動産取引業，不動産賃貸業・管理業（駐車場業を除く。）	30
	不動産賃貸業・管理業（駐車場業に限る。）	31
宿泊業，飲食サービス業	宿泊業	32
	飲食店，持ち帰り・配達飲食サービス業	33
教育，学習支援業	学校教育	34
	その他の教育及び学習支援業（社会教育に限る。）	35
	その他の教育及び学習支援業（学習塾及び教養・技能教授業に限る。）	36
	その他の教育及び学習支援業（記号35及び記号36に該当するものを除く。）	37
医療，福祉	医療業，保健衛生	38
	社会保険・社会福祉・介護事業	39
その他のサービス業	郵便業（信書便事業を含む。），郵便局	40
	学術・開発研究機関，政治・経済・文化団体	41
	その他の生活関連サービス業（旅行業に限る。）	42
	娯楽業	43
	宗教	44
	物品賃貸業，専門サービス業，広告業，技術サービス業，洗濯・理容・美容・浴場業，その他の生活関連サービス業（旅行業を除く。），協同組合，サービス業（他に分類されないもの）（記号41及び記号44に該当するものを除く。）	45
	国家公務，地方公務	国家公務，地方公務
他に分類されないもの	他に分類されないもの	99

⑤ 4欄、5欄及び8欄は、該当する番号を○印で囲んでください。